

# トランジションファイナンスの動向について

February 18, 2021

# 日本におけるトランジションファイナンスの動向



## はじめに | カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

- 日本は2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定。トランジションファイナンスにも言及し、金融面での促進について記載。

### 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 金融に係る記載

- トランジション・ファイナンスは、着実な低炭素化に向け、移行段階に必要な技術に対して資金供給するという考え方。
  - ・ 「グリーン」な活動か、否か、の二元論では、企業の着実な低炭素移行の取組は評価されない恐れ。国際原則を踏まえ日本としての基本指針や、その実施に向け一足飛びでは脱炭素化できない多排出産業向けロードマップ等を策定。
  - ・ 10年以上の長期的な事業計画の認定を受けた事業者に対して、その計画実現のための長期資金供給の仕組みと、成果連動型の利子補給制度（3年間で1兆円の融資規模）を創設し、事業者による長期間にわたるトランジションの取組を推進。
- グリーン、トランジション、イノベーションの取組を支える政策にも力を入れる。
  - ・ リスクマネー支援：洋上風力等の再エネ事業や低燃費技術の活用、次世代型蓄電池事業等の取組に対して支援。DBJの特定投資業務の一環として「グリーン投資促進ファンド」を創設（事業規模800億円）。
  - ・ 企業の積極的な情報開示（TCFD：日本の賛同機関数は世界最多）：企業の脱炭素化に向けた取組にファイナンスを促す共通基盤。開示の義務化について、日本は既に温対法の報告義務を措置済み。今後、TCFDの位置づけを明確化。
- カーボンニュートラルに向けたファイナンス資金、すなわち国内外の成長資金が、カーボンニュートラルの実現に貢献する高い技術・潜在力を有した日本企業の取組に活用されるよう、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮するような環境整備が必要。
  - ・ グリーン成長戦略の実行を後押しする金融機関の協力体制（政策金融との連携強化を含む）
  - ・ 金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供（社債市場の活性化等により、カーボンニュートラル社会に貢献する投資機会とその収益を、幅広く国民へ提供）
  - ・ ソーシャルボンド（社会的課題解決に資するプロジェクトの資金調達のために発行される債券）を円滑に発行できる環境の整備（企業等が発行に当たって参照でき、証券会社等が安心してサポートできる実務指針の策定）
  - ・ タクソノミー、トランジション・ファイナンス等について、G7、G20の場も活用して国際的な議論をリード

(出所)「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」より作成



## サステナブルファイナンスを巡る動向（EUの動向）

- EUではサステナブルファイナンスのアクションプランに基づき、環境上サステナブルな経済活動を分類・定義した経済活動のリストである「タクソノミー」を策定、2022年より規則の適用を開始。
- 欧州中央銀行がタクソノミーを目標としたサステナビリティリンクボンドを投資対象とした。

### タクソノミーに関する動向

- 2015年  
SDGs採択、パリ協定採択
- 2016年  
サステナブルファイナンスに関するハイレベル専門家グループ（HLEG）を設立
- 2018年  
サステナブルファイナンスに関するアクションプランを採択、テクニカル・エキスパート・グループ（TEG）によりタクソノミーの策定等を開始
- 2020年  
TEGがタクソノミーに関する最終報告書を公表  
タクソノミー規則が成立
- 2022年（予定）  
タクソノミー規則が施行  
(気候変動緩和・適応目的のみ)
- 2023年（予定）  
上記以外の4分野でタクソノミー規則が施行

（出所）EUウェブサイトより作成

### タクソノミーにおける気候変動緩和に貢献する経済活動の定義方法

#### 対象となる活動 規準の考え方

- 気候変動緩和に多大な貢献をする経済活動、それら経済活動を可能にする活動
- ・排出削減もしくは除去により大気中の温室効果ガス濃度安定化に寄与する経済活動
  - ・上記を可能にする経済活動
  - ・技術的および経済的に実現可能な代替手段がない経済活動の場合は以下の活動
    - I. セクターまたは業界でのベストパフォーマンスと一致するGHG排出レベル
    - II. 低炭素型の代替手段の開発、普及の妨げとなるない
    - III. 資産の経済的な寿命を考慮し、炭素集約型資産のロックインにはつながらない



#### 例：鉄鋼製造

- a. 以下の各製造プロセスごとに定められた値よりもGHG排出量が低い製造設備
- |       |         |           |        |             |             |
|-------|---------|-----------|--------|-------------|-------------|
| i. 溶銑 | ii. 焼結鉱 | iii. コーカス | iv. 鋳鉄 | v. 電炉（高合金鋼） | vi. 電炉（炭素鋼） |
|-------|---------|-----------|--------|-------------|-------------|
- ] 上位10%の値（※）の平均値
- b. 電炉で製造された鉄鋼、及び最終製品の90%がスクラップ鉄から製造

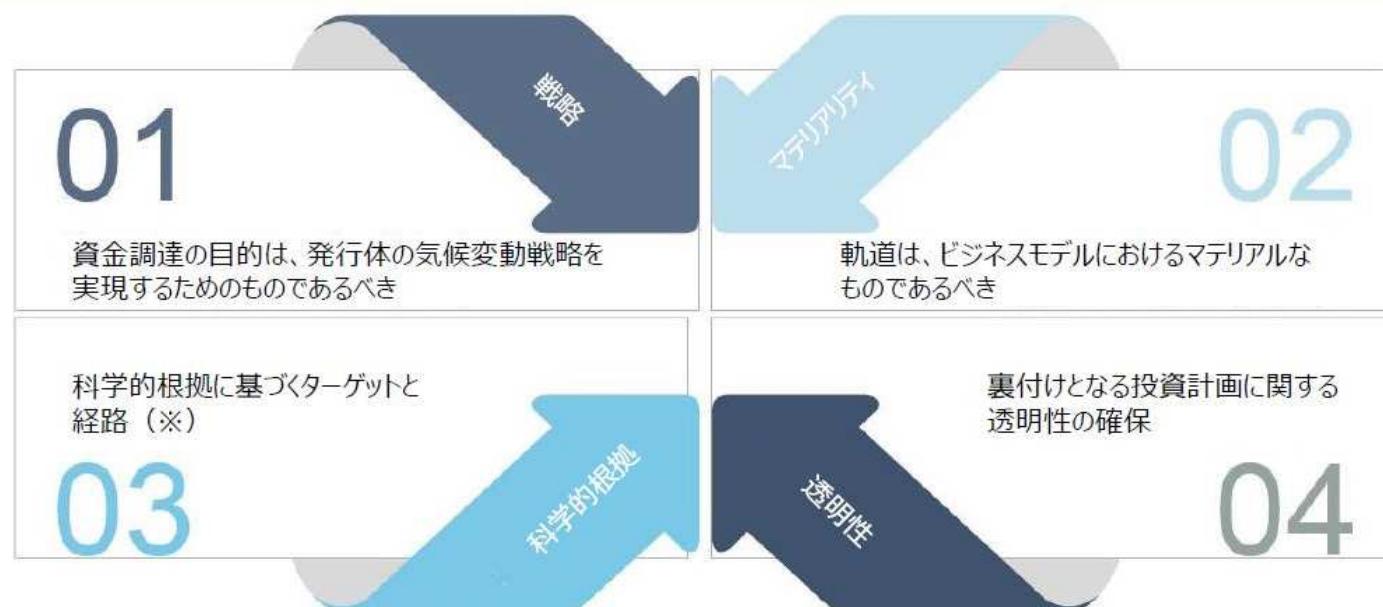
※EU-ETS（2021-2026）のベンチマーク設定、EC指令2003/87で定められたベンチマーク設定のための  
方法論に従って計算された値



### ハンドブックのサマリー

#### トランジション・ファイナンスを巡る動向①国際的な原則等：ICMA

- ICMAは2019年6月にClimate Transition Finance WGを設立、2020年12月9日に発行体向けたガイダンスとして、Climate Transition Finance Handbookを公表。
- 本ハンドブックでは、①戦略、②マテリアリティ、③科学的根拠、④透明性の4要素に関する提言を記載。



(出所) ICMA Climate Transition Finance Handbook説明資料より作成

※トランジションへの経路（pathways）は発行体のセクター（業種）ごと、また事業地域毎に考えなければならないことであり、また一般的に発行体は異なる出発地点や経路にあるため、本ハンドブックでは、トランジション・プロジェクトについての定義やタクソノミーを提示せず、この分野におけるいくつかの取り組み（クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020等）が世界各地で進められていることを示すことにしている。（クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（和訳）P2より抜粋）

# トランジションファイナンス

ICMAのトランジションファイナンス・ハンドブック 12/9/2020発表



## ICMAによるトランジション・ハンドブックの概要

- 発行体の属するセクターや地域により様々な移行段階にあることを踏まえ、発行体レベルの開示において、資金使途やリンク債に用いられる発行体の戦略について高い信頼性を明確にすることを目的としている
- 自主的なガイドラインという位置づけであり、気候変動戦略に関する開示推奨項目などが示されているもののベストエフォートベースとなる
- 従ってトランジション・ボンドの定義を目的とするものではなく、同定義は、EUタクソノミーやCBIのホワイトペーパーその他に準拠すべき
- 今後は本ハンドブックを基に外部評価機関が各債券のレビューを作成することを想定

- Climate Transition Finance Handbookでは、パリ協定との整合や、実効性の担保を目的とした報告内容が推奨されている。

## ICMA Climate Transition Finance Handbook が推奨するレポートング/開示内容

	概要	推奨されるレポートング内容
トランジション戦略とガバナンス	<ul style="list-style-type: none"><li>発行体による気候戦略の低炭素社会への移行との関係性を明確にする</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>移行戦略の明確な管理とガバナンス体制</li><li>パリ協定と整合する長期目標</li><li>長期目標に向けた道筋、中期目標</li><li>SDGsや環境改善等との関連性の根拠や貢献</li></ul>
ビジネスモデルにおける環境マテリアリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>道筋のビジネスモデルやマテリアリティとの関連性を明確にする</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>既存のガイダンスを活用したマテリアリティに係る議論。上記に含まれることが想定される。</li></ul>
科学的根拠に基づいたトランジション戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>パリ協定と整合した信頼性のあるトランジションであることを担保する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>パリ協定に整合する短・中・長期のGHG排出目標</li><li>スコープ1~3*全てに対するGHG排出目標</li><li>活用したシナリオや手法（SBTi等）</li><li>ベースライン（基準）</li><li>絶対値及び原単位ベースでの目標</li></ul>
実行の透明性	<ul style="list-style-type: none"><li>気候戦略の達成に向けたプロジェクトの実効性を担保する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「トランジション戦略とガバナンス」で開示された内容に活用される資金の資産・売上・費用・ダイベストメントの割合</li><li>発行体の全社戦略と気候変動科学に整合するCapex計画</li></ul>

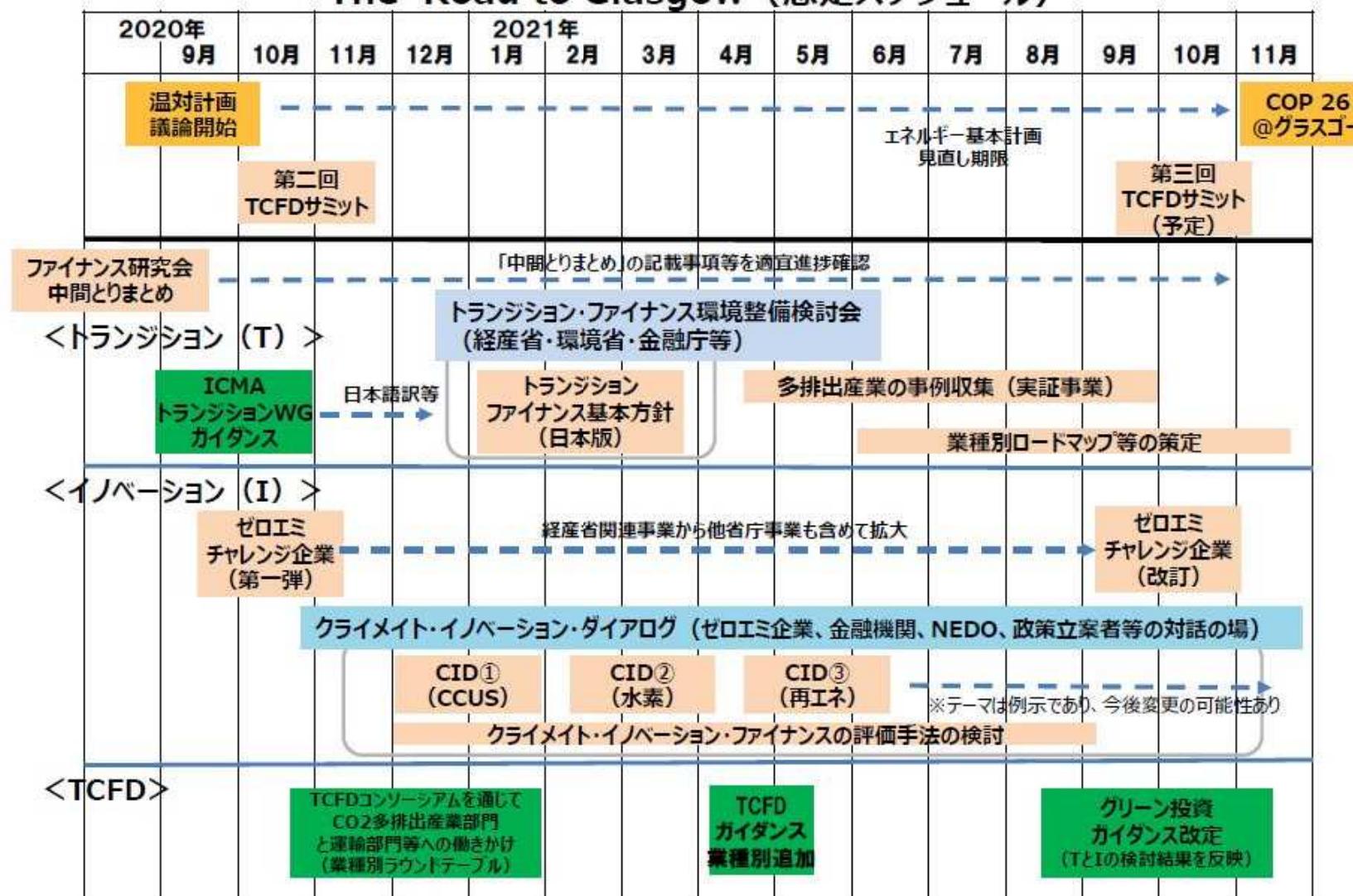


# トランジションファイナンス

日本におけるトランジションファイナンスの取組

## クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020

### The Road to Glasgow (想定スケジュール)



出典 経産省

# 免責事項 厳密



“Bank of America”及び“BofA Securities”はバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションのグローバル・バンキング及びグローバル・マーケット部門のマーケティング・ネームです。貸付けその他の商業銀行業務及びある種の金融商品取引は、連邦預金保険公社(FDIC)のメンバーであるバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エーを含む、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの銀行関連会社によってグローバルに行われます。証券・金融商品取引、戦略的アドバイザリーその他の投資銀行業務は、米国においては登録されたプローチャー・ディーラーであり証券投資者保護会社(SIPC)のメンバーであるビーオブエー・セキュリティーズ・インク及びメリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーション、並びにその他の地域においては現地において登録されたエンティティを含む、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの投資銀行関連会社(以下「投資銀行関連会社」といいます。)によってグローバルに行われます。ビーオブエー・セキュリティーズ・インク及びメリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーションは、米国商品先物取引委員会(CFTC)に登録された先物取次業者(FCM)であり、全米先物協会(NFA)のメンバーです。

## 投資銀行関連会社によって提供される投資商品: FDICによる保証なし \* 値段下落のリスク有り \* 銀行保証なし

本書は、具体的な若しくは潜在的なマンデート又はエンゲージメントに関連して本書の直接の宛先となり、本書が直接渡されるお客様(以下「貴社」といいます。)に向けてバンク・オブ・アメリカの单一又は複数の子会社により作成されたものであり、貴社及び弊社の間で書面により合意されていない目的のために使用されることはできません。本書は、貴社その他の潜在的な取引参加者により提供された情報又は公の情報源その他から弊社が入手した情報に基づいています。私たちはそのような情報(第三者である情報提供者からの情報を含むがこれに限られない)の正確性を独自に調査又は確認する義務を負わず、そのような情報がすべての重要な点において完全かつ正確であることを前提としています。さらに、そのような情報が貴社その他の潜在的な取引参加者の経営陣によって作成若しくはレビューされた、又は公の情報源から取得された将来の財務パフォーマンスの見積もり又は予測を含む場合には、弊社はそのような見積もりや予測が現在入手可能な最も信頼できる経営陣の判断及び見積もりに基き合理的に準備されたこと(又はそれが公の情報源から取得されたものに関しては、それが合理的な見積もりであることを前提とします)。弊社は、本書記載の情報の正確性及び完全性につき明示・黙示を問わず表明・保証するものではなく、貴社は本書に含まれるいかなる記述も、それが過去、現在、未来のいずれに關するものであろうとも表明として依拠されなければなりません。本書は、貴社の業務の内容に精通している特定の方々に向けて作成されたものではなく、また、いかなる商品や取引等を推薦するものでもありません。本書は、証券の売買の申込み、又はその勧説を意味するものではなく、また、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション又はその関係会社による、取引への資金の提供又は資金調達のアレンジ、又はこれらに関連する証券の購入に関する何らの確約も含まれません。本書は、議論の目的だけに作成されたものであり、弊社と貴社との議論に基づき、弊社において適宜法務、コンプライアンス、会計ポリシー及びリスクの観点から検討及び審査を経ることを条件としています。弊社は、更新するなどの方法により本書を改訂するいかなる義務も負いません。本書は、適用法令等に基づく開示の目的のために作成されたものではありません。本書は貴社のために貴社による使用のみを目的として作成されたものであり、弊社の書面による事前の承認なしにその一部であるか全体であるかを問わず、複製、配布、引用、言及若しくは第三者への開示をされることのないようお願い致します。本書は、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション又はその関係会社の他の部門が持っている情報を反映していない可能性があります。本書において言及されるリーグ・テーブルは、該当する箇所については脚注に記載される通り、第三者である情報提供者からの情報をもとに作成されています。当該第三者である情報提供者並びにリーグ・テーブルの作成基準及び作成方法についての詳細をご希望される場合は、弊社の担当者までご連絡ください。

バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションとその関係会社(以下総称して「BACグループ」という。)は、フルサービスの証券会社及び商業銀行であり、その取り扱う各種業務(証券、コモディティー、デリバティブ取引、外国為替その他プローチャージ業務、自己投資、投資の実行、コーポレート/プライベートバンキング、資産及び投資運用業、融資の提供、戦略的アドバイザリー業務、その他の商業サービスや商品)を国内及び海外において幅広い顧客層(法人、政府及び個人)に提供しており、それらの間ににおいて利益相反若しくは義務の衝突が生じる又はそのようにみなされる可能性があります。これらの各種活動の通常の業務において、BACグループの一部が、いつ何時においても自らの勘定若しくはその顧客の勘定で、貴社、貴社がかかる案件における貴社の潜在的取引相手、若しくは貴社がかかる案件におけるその他の当事者の株式、債券若しくはその他の有価証券や金融商品(デリバティブ、銀行融資若しくはその他の債務)に対して投資し、それらに投資するファンドを運用し、又はそれらのショート/ロングポジションを作出若しくは保持し、若しくはそれらのポジションに対する資金の提供、それらに関する取引の実行等をする可能性があります。本資料の中で言及されることのある商品及びサービスは、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの単一又は複数の関係会社を通じて提供される可能性があります。弊社は、リサーチ・アナリストの独立性を維持するための社内ポリシーを採択しています。BACグループは従業員が業務獲得の見返りや条件あるいは報酬として、リサーチ・カバレッジを提供したり、好意的な投資評価や具体的な株価目標を直接的又は間接的に提示したり、かかる投資評価や株価目標の変更を申し出ることを禁じており、また、BACグループはリサーチ・アナリストが、投資銀行部門の取引に関与することにより、直接的に報酬を得ることを禁じています。本書において表明されている見解は弊社グローバル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門独自のものであり、弊社リサーチ部門の見解であると示唆するものではありません。弊社は、米国内外で適用される米国パトリオット法その他の法令により貴社を特定する情報を取得・確認し記録することを要請されており、これらの情報には貴社の名称、住所等の情報が含まれます。

弊社は、法律、コンプライアンス、税務、会計上の助言を提供するものではありません。したがって、本書に含まれる税務に関する記述は、租税回避の目的で利用することは出来ません。もし、本書に含まれる税務に関する記述がパートナーシップや法主体のプロモーション、マーケティング、推薦に利用される場合には、また、納税者に対する投資計画や投資アレンジに利用される場合には、本書に含まれる税務の記述を受け取った方は独立した税務アドバイザーにその特定の状況に基づいたアドバイスを求めて頂く必要があります。本書又はその他の資料の一切の記述にかかわらず、本書の提案事項の税務上の取扱い及び税務構造(かかる税務上の取扱い又は税務構造に関するすべての資料、意見書又は分析を含みます。但し、かかる税務上の取扱い又は税務構造に関する情報でない限り、個人若しくは法人を特定できる情報又は非公開の商業上若しくは財務上の情報を含まないものとします。)につきましては、貴社は(a)本件取引を検討していることについての公表、(b)本件取引の公表又は(c)本件取引に入るための最終契約の締結(条件付か否かは問わない)のうちいずれか最も早く到来した日以降、一切の制限なく、誰にでも開示することができます。但し、なんらかの理由により本取引が行われなかった場合には、前文の規定は適用されなくなるものとします。